

第二次山陽小野田市再犯防止推進計画

令和 8 年 3 月

山 陽 小 野 田 市

はじめに

全国の刑法犯検挙者中の再犯者数は平成19年以降減少傾向にありましたが、令和5年より増加傾向にあり、地域の安全・安心を確保する観点から、再犯防止の取組が一層重要になってきています。

このような状況の中、国においては再犯防止の取組をさらに深化させ推進するため、国や地方公共団体だけでなく、関係機関や民間協力者等を含めた「地域」として相互連携による支援体制の強化等の新たな理念を掲げた「第二次再犯防止推進計画」が令和5年3月に策定されました。

本市におきましても、令和4年3月に「山陽小野田市再犯防止推進計画」を策定し、この計画に基づき様々な取組を行ってきました。

この度、令和8年3月で計画期間が終了することから、関係行政機関をはじめ、更生保護関係団体等とそれぞれの役割を果たしつつ、再犯防止の取組をさらに推進するため、「第二次山陽小野田市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、関係行政機関や更生保護関係団体等と連携・協力しながら、犯罪を発生させない安全で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、山陽小野田市再犯防止推進計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただいた関係各位並びに市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和8年（2026年）3月

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1

第2章 犯罪情勢等について

1	全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	2
2	全国の新受刑者中の再入者数及び再入者率	2
3	山陽小野田市の状況	3

第3章 取組の概要

1	基本的な考え方	5
2	成果指標	5

第4章 市の取組事項

1	広報・啓発活動の推進	6
2	就労・住居の確保	7
3	保健医療・福祉的支援	9
4	非行の防止と修学支援	10
5	関係機関・団体等との連携強化	11

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	12
---	---------	----

資料

1	山陽小野田市再犯防止推進計画推進委員会委員	13
2	用語解説	14

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

刑法犯の認知件数は平成 15 年から令和 4 年まで一貫して減少してきたところ、戦後最少となった令和 4 年から増加傾向にあります。一方、全国の検挙人員に占める再犯者の割合は検挙された人のおよそ 2 人に 1 人が犯罪を繰り返している現状にあります。

このような状況から、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「法」という。）が施行され、平成 29 年 12 月に再犯防止等に関する政府の施策等を定めた「再犯防止推進計画」が策定されました。また山口県においては、平成 31 年 3 月に「山口県再犯防止推進計画」を策定されました。

その後、成果の検証や今後の課題等を整理した上で国においては令和 5 年 3 月に、山口県においては令和 6 年 3 月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においても、令和 4 年度から令和 7 年度までを計画期間とする山陽小野田市再犯防止推進計画を令和 4 年 3 月に策定いたしました。

現在の取組を踏まえ、罪を犯した人等が円滑に社会の一員として復帰・再出発ができ、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、必要な施策を計画的に実施していきます。

2 計画の位置付け

この計画は、法第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

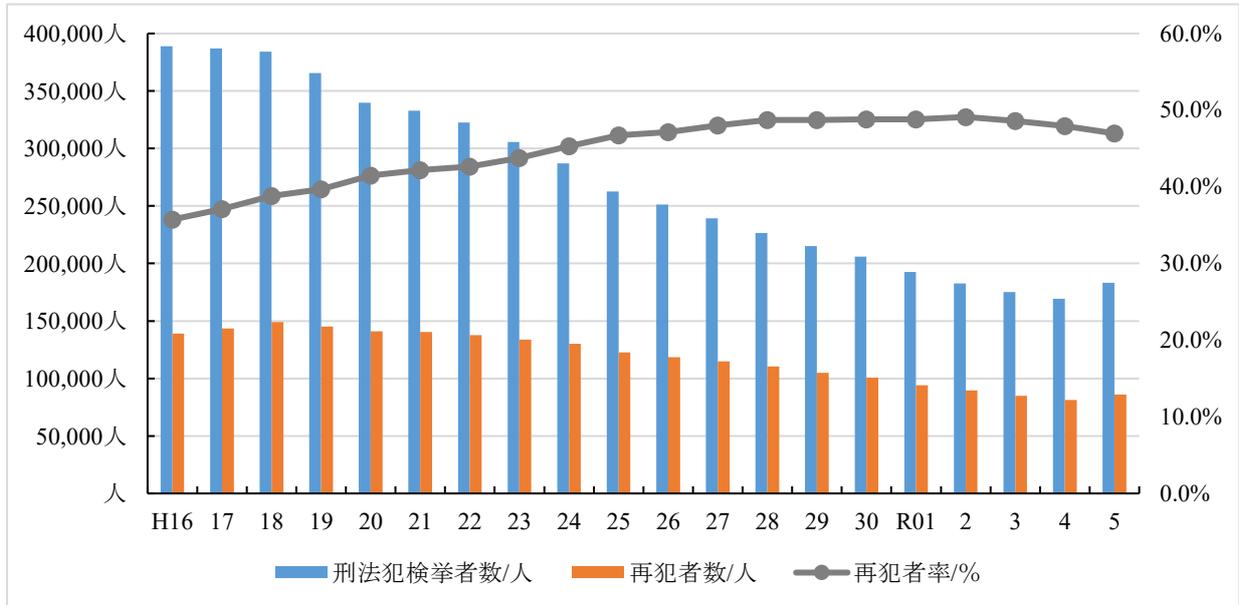
3 計画期間

計画期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とします。なお、今後の社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 犯罪情勢等について

1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

全国の刑法犯検挙者数は、毎年減少していますが、再犯者率は上昇傾向にあり、令和5年には47.0%となっています。



※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

～令和6年版再犯防止推進白書より～

2 全国の新受刑者中の再入者数及び再入者率

	新受刑者数		
		再入者数	再入者率
令和元年	17,464 人	10,187 人	58.3%
令和2年	16,620 人	9,640 人	58.0%
令和3年	16,152 人	9,203 人	57.0%
令和4年	14,460 人	8,180 人	56.6%
令和5年	14,085 人	7,748 人	55.0%

※「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。

※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

※「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

～令和6年版再犯防止推進白書より～

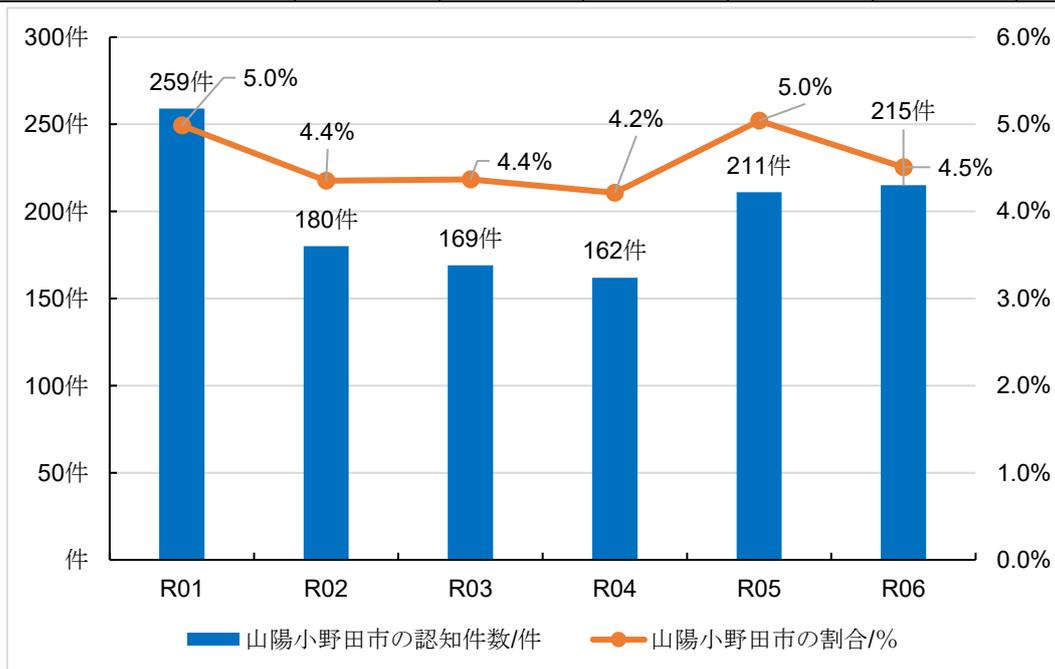
3 山陽小野田市の状況

山陽小野田市における刑法犯認知件数は、令和4年まで減少傾向にありましたが、令和5年以降は増加傾向となり、新型コロナウイルス感染症発生以前の状況に戻りつつあります。

一方で、山陽小野田市における刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は、全国と比較して高くなっています。

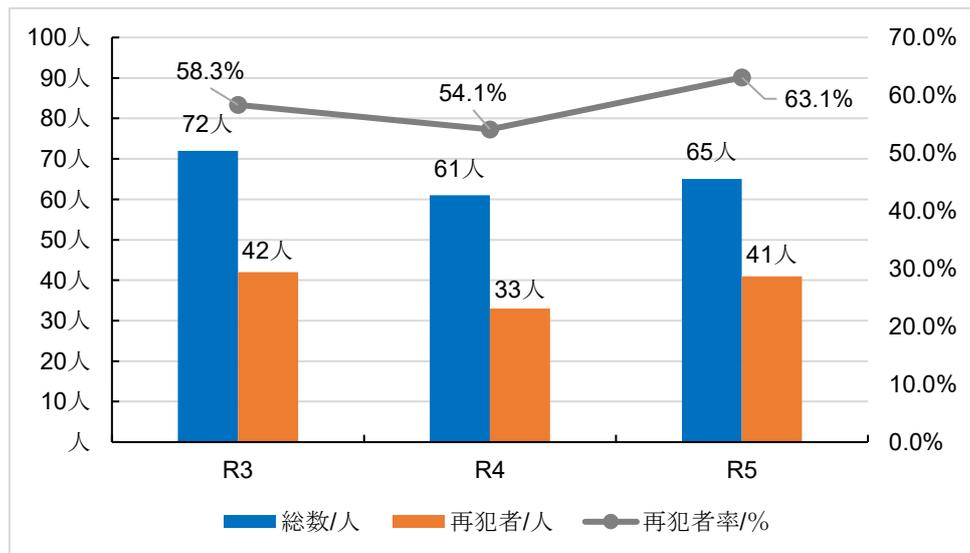
■山陽小野田市における刑法犯認知件数（県内に占める山陽小野田市の割合）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
山口県の認知件数（総数）	5,196件	4,137件	3,871件	3,845件	4,186件	4,770件
山陽小野田市の認知件数	259件	180件	169件	162件	211件	215件
山陽小野田市の割合	5.0%	4.4%	4.4%	4.2%	5.0%	4.5%



～山口県警察ホームページ 山口県の犯罪情勢 市町別 刑法犯 認知・検挙状況より～

■山陽小野田市における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（20歳以上）



罪種別 検挙人員 (少年を除く)	総数	初犯者・再犯者別		犯行時の年齢別		犯行時の職業別		
		初犯者	再犯者	64歳以下	65歳以上	有職者	無職者	
令和3年	刑法犯総数	72	30	42	45	27	32	40
	うち)凶悪犯	0	0	0	0	0	0	0
	うち)粗暴犯	8	4	4	4	4	5	3
	うち)窃盗犯	47	16	31	28	19	18	29
	うち)知能犯	9	5	4	6	3	4	5
	うち)風俗犯	3	2	1	3	0	2	1
	覚醒剤取締法	1	0	1	1	0	1	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	4	2	2	4	0	4	0
令和4年	刑法犯総数	61	28	33	40	21	23	38
	うち)凶悪犯	1	1	0	1	0	0	1
	うち)粗暴犯	12	7	5	9	3	6	6
	うち)窃盗犯	42	17	25	24	18	15	27
	うち)知能犯	3	1	2	3	1	2	1
	うち)風俗犯	0	0	0	0	0	0	0
	覚醒剤取締法	0	0	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	刑法犯総数	65	24	41	47	18	35	30
	うち)凶悪犯	0	0	0	0	0	0	0
	うち)粗暴犯	9	4	5	7	2	4	5
	うち)窃盗犯	42	13	29	28	14	23	19
	うち)知能犯	3	2	1	3	0	3	0
	うち)風俗犯	1	0	1	1	0	0	1
	覚醒剤取締法	1	0	1	1	0	1	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	2	1	1	2	0	2	0

～資料提供 中国矯正管区～

第3章 取組の概要

1 基本的な考え方

再犯防止推進計画や山口県再犯防止推進計画などを勘案し、国や県、関係機関・団体等と連携を図りながら、次の重点項目に取り組みます。

【重点項目】

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉的支援
- 4 非行の防止と修学支援
- 5 関係機関・団体等との連携強化

2 成果指標

再犯者を減らし、市民の安全・安心を確保するための指標として、山陽小野田市における再犯者率の減少を目指します。

○刑法犯検挙者中の再犯者率を10%以上減少させる。

基準値 令和5年 63.1%

目標値 令和11年 53.1%

第4章 市の取組事項

1 広報・啓発活動の推進

犯罪をした者の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。しかしながら、再犯防止等に関する民間協力者による活動や施策は、市民にとって必ずしも身近なものではなく、十分に認知されているとは言えません。

そのため、これら活動等について広く市民へ認知していただけるよう、広報・啓発活動を進めていきます。

◆ 市の取組

社会を明るくする運動の推進	<社会福祉課>
犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、再犯防止啓発月間である“社会を明るくする運動”強調月間（7月）に合わせて広報・啓発活動を行います。	
人権教育・人権啓発の推進	<市民活動推進課・社会教育課>
差別や偏見のない「一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現をめざして、学校・家庭・地域・職場など、様々な場を通じた人権教育、人権啓発に取り組みます。	
幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進します。	
相談窓口や支援制度の周知等	<社会福祉課>
行政や専門機関等における相談窓口や支援制度の周知について、市広報やホームページへの掲載、公共施設等への掲示など、支援を必要とする方へ周知を図ります。	

2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保による支援

令和6年版犯罪白書によると刑務所に再び入所した人のうち、男性並びに女性の7割以上が、再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯者率は、仕事に就いている人の再犯者率と比べて高く、不安定な就労が再犯リスクを高める要因の一つとなっている状況があります。

こうした状況を踏まえ、関係機関等と協力しつつ、安定的な就労の確保に向けた取組を進めていきます。

◆ 市の取組

自立相談支援（生活困窮者自立支援制度）	<社会福祉課>
生活に困っている方の様々な問題について相談を受けるとともに、本人の状況に応じて寄り添い、自立した生活を営めるよう、就労の確保などに関する相談や支援を行います。	
矯正施設等との連携強化	<社会福祉課>
自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、出所後速やかに福祉的支援を受けることができるよう、山口県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。	

(2) 住居の確保による支援

国の第二次再犯防止推進計画によると満期釈放された人のうち、約4割が帰住先の確保がされないまま刑務所を出所しており、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先の確保されている人と比較して短くなっている状況があります。

こうした状況を踏まえ、生活の基盤となる住居の確保について、関係機関等と協力しつつ、支援を進めていきます。

◆ 市の取組

住居確保給付金の支給	<社会福祉課>
離職・廃業・休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額（上限有り）を支給します。	
市営住宅での受け入れ	<建築住宅課>
住宅に困窮しており、同居家族がいることや低所得であることなど、一定の要件に該当する人に対し、住宅を低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進を図ります。	
高齢者、障がいのある人などで、特に住宅に困窮する世帯に対し、単身入居などの配慮を行います。	

3 保健医療・福祉的支援

(1) 高齢者又は障がいのある人等への支援

高齢者の出所後2年以内に再び刑務所へ入所する割合が全世代の中で最も高く、また、知的障がいのある人についても、出所後、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、地域社会に復帰し、自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービス等の適切な支援につなげることができるよう取り組みます。

◆ 市の取組

矯正施設等との連携強化	<高齢福祉課・障害福祉課・社会福祉課>
自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、出所後速やかに福祉的支援を受けることができるよう、山口県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。	
地域における福祉的支援	<高齢福祉課・障害福祉課・社会福祉課>
保護司会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会などとの連携を強化し、福祉的支援が必要な人に対して適切な保健医療・福祉サービスが提供できるよう取り組みます。	

(2) 薬物依存者への支援

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物乱用防止活動の推進や、薬物依存者への各種支援などについて、啓発活動や関連機関との連携等を進めていきます。

◆ 市の取組

薬物乱用防止の啓発	<健康増進課>
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等、薬物乱用防止の啓発を実施します。	

4 非行の防止と修学支援

国の第二次再犯防止推進計画によると全国の高等学校進学率は98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退している。また少年院入院者の24.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している現状にあります。

こうした状況を踏まえ、家庭や地域の関係機関・団体が連携して、継続的な見守りや非行の未然防止のための活動についての取組を進めていきます。

◆ 市の取組

社会を明るくする運動（再掲）	<社会福祉課>
毎年7月に全国展開される社会を明るくする運動強調月間において、保護司会や更生保護女性会が市内中学校、高等学校で行われる周知啓発活動等を支援します。	
専門家による教育相談	<学校教育課>
小中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。	
青少年健全育成の推進	<社会教育課>
地域での青少年の健全育成・非行防止を目的に、青少年育成センターを中心として、関係機関や地域の方などと連携し、街頭補導活動や声かけ、環境浄化活動を行います。	
ヤングテレホンさんようおのだ	<社会教育課>
家族関係、友だち関係、学校、いじめや不登校など、様々な悩みを持つ青少年やその家族などのために、相談窓口を開設し、必要な支援に繋がります。	
安心して子どもを産み育てられる環境づくり	<子育て支援課>
放課後児童クラブやひとり親家庭への支援など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。	

5 関係機関・団体等との連携強化

再犯の防止等の取組は、地域において犯罪をした者等の更生を支える保護司会、更生保護女性会といった多くの民間ボランティアの協力により支えられています。こうした民間協力者は、再犯防止には欠かせない存在である一方、担い手の高齢化とそれに伴う“なり手の確保”が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、民間協力者の活動支援を進めていきます。

◆ 市の取組

更生保護関係団体への支援	<社会福祉課>
更生保護活動の促進に寄与することを目的として、犯罪や非行をした人の立ち直りや犯罪の予防活動などに積極的に取り組んでいる保護司会や更生保護女性会へ補助金を交付します。	

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関や関係福祉団体等で構成する「山陽小野田市再犯防止推進計画推進委員会」において、P D C Aサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、国や県の施策の動向を注視しながら、見直しを含めて協議していきます。

山陽小野田市再犯防止推進計画推進委員会委員

区分	機関・団体名	役職
国機関	山口保護観察所	保護観察官
	山口地方検察庁	首席捜査官
	宇部公共職業安定所	統括職業指導官
	山口刑務所	統括矯正処遇官
県機関	山口県宇部健康福祉センター	保健福祉・総務室室長
	宇部児童相談所	所長
	山陽小野田警察署	生活安全課長
社会福祉関係団体	山陽小野田市社会福祉協議会	常務理事
	山陽小野田市民生児童委員協議会	会長
民間協力団体	山陽小野田保護区保護司会	会長
	山陽更生保護女性会	会長
市	山陽小野田市福祉部高齢福祉課	課長
	山陽小野田市福祉部障害福祉課	課長
	山陽小野田市福祉部子育て支援課	課長
	山陽小野田市福祉部健康増進課	課長
	山陽小野田市教育委員会社会教育課	課長

用語解説

- き ○ **矯正施設 (P8)**

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設で、法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院
- け ○ **刑法犯 (P1～4)**

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪
- **刑務所 (P7～8)**

自由刑（犯罪者の自由を束縛する刑罰で、拘禁刑、拘留）に処せられたものを収容する施設
- **検挙 (P1～4)**

検察官、警察職員等の捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とすること
- こ ○ **更生保護 (P10)**

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、改善更生して自立することを支援する活動
- **更生保護女性会 (P9～10)**

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者や非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体
- さ ○ **再犯者 (P1～5)**

過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者
- し ○ **社会を明るくする運動 (P6、P9)**

すべての国民が、犯罪や非行の防止、罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動
- **住居確保給付金 (P7)**

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等により経済的に困窮し、住居を失った人又はその恐れがある人に対する給付金
- **少年院 (P9)**

家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容する施設

- す ○ **スクールカウンセラー（P9）**

児童生徒の心理に関する専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリング等を行う専門家
- **スクールソーシャルワーカー（P9）**

社会福祉等の専門的な知識及び技術を用い、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関との連携により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家
- せ ○ **生活困窮者自立支援制度（P7）**

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度
- **青少年育成センター（P10）**

青少年の健全な育成に寄与することを目的に活動する団体
- ち ○ **地域生活定着支援センター（P8）**

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設の出所者等に対し、退所後、速やかに、福祉サービスを受けることができるようにする準備を、保護観察所と協働して実施する機関
- に ○ **認知件数（P1、P3）**

犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、警察等が発生を認知した事件の数
- ほ ○ **保護観察所（P8）**

非行や犯罪をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対し、保護観察を行う法務省の機関
- **保護司（P8～10）**

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員
- み ○ **民生委員・児童委員（P8）**

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員